

東日本大震災を踏まえた 日建連の災害対応

「災害対応基準」の策定と今後の取り組み

社団法人日本建設業連合会災害対策委員会事務局

東日本大震災で犠牲になられた方々のご冥福をお祈りするとともに、今なお不自由な生活を余儀なくされている多くの被災者の皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

建設業は、社会資本や建築物の整備と維持管理などを通じて、国民生活の安全・安心に深い関わりを有している産業ですので、社団法人日本建設業連合会（以下「日建連」という。平成23年4月に旧日建連、土工協、建築協が合併して発足）では、この大震災を踏まえ総力をあげて復旧・復興に努めるとともに、今後の災害に対する備えを強化していく決意を固めているところです。

本稿では、日建連としての東日本大震災への対応を整理した上で、昨年11月に策定した「災害対応基準」の内容と今後の災害対策に関する取り組み方針などを紹介させていただきます。

1. 日建連における東日本大震災への対応

(1) 対応体制の整備

平成23年3月11日金曜日の午後、日本列島は巨大な地震に見舞われ、東日本の太平洋側を中心に早いところではその約30分後に大津波が襲来しました。この段階では、日建連はまだ合併前でしたが、東日本全域に及ぶ甚大な被害を目の当たりにし、合併に先行して3団体合同で対処していくこ

とにしました。

このため、まず、旧日建連会長を本部長、土工協会長と建築協会長を副本部長とする「新日建連緊急災害対策本部」を設置しました。併せて現地にも、土工協東北支部に支部長を本部長とする「東北支部震災対策本部」を設置しました。

両対策本部では、会員と関係機関に震災への対応体制と連絡窓口等を通知するとともに、3月17日には仙台において本部・支部震災対策会議を開催しました。この会議には、本部から震災対策に関わりの深い土工協の4委員長が出席し、本部と支部の役割分担や支部の活動に対する支援策等を確認しました。また、会議終了後には関係者が東北地方整備局等を訪問し、日建連として最大限の支援をしていく用意があることを表明させていただきました。

これと併行して建築協においては、地震後直ちに建築物の応急危険度判定業務の要請に応えられるよう準備に入るとともに、関係団体と「建築関連団体災害対策連絡会」を設置し、連携して対応していく体制を整えたところです。

(2) 資機材と役務の提供

大震災に対応するための具体的な活動としては、東北支部が中心になって、東北地方整備局等との「災害時における応急対策業務に関する協定」に基づき、資機材と役務の提供などを行いま

した。

資機材の提供については、政府の方針を受けた東北地方整備局からの要請に基づき、地震発生直後からおおむね3週間の間に、支部において救援物資や復旧用資機材を調達し、被災地の地方公共団体の災害対策本部等に運搬したものです。

資機材の内容は仮設ハウス、大型テント、ブルーシートなど45品目にのぼり、運搬先は延べ約90カ所に及んでいます。また、北陸支部においても北陸地方整備局の要請に基づき、被災した地方公共団体に対し仮設トイレの提供を行っています。

役務の提供については、東北支部が宮城県からの要請に基づき大型土嚢袋を運搬するとともに、貞山運河等のがれき処理に関し、対応することができる支部会員のリスト提出等を行いました。これを受けて宮城県では施工者を選定し、実際の処理工事が行われたところです。

また、情報提供という側面では、福島県からの要請に基づきがれき等の撤去・運搬のための重機、トレーラー、オペレーター等の派遣可能性に関する調査、関東地方整備局からの要請に基づき、関東支部においてテント等のリース会社やタンクローリーの調達に関する調査等を行いました。

なお、地震直後から建築協が準備していた建築物の応急危険度判定業務については、具体的な支援要請には至らなかったところです。

(3) 意見表明等

被災地における支部を主体とした救援・復旧活動と併行して、本部ではこれらの活動を円滑に進めることができる環境整備を図るとともに、その後の復旧・復興に向けての意見表明や要望活動を実施しました。

緊急災害対策本部設置直後には、国土交通省に対し災害対策の円滑な実施に向けて緊急要望を行うとともに、厚生労働省に対し災害復旧時の安全管理等に関する意見を提出しています。

また、多少状況が落ち着いてきた4月上旬には、与野党の関係会議においてこれまでの対応状

況を報告した上で、今後の復旧・復興の取り組みについて要望するとともに、国土交通大臣に対し被災地域の復興に関する提言を提出しました。さらに6月には、東京丸の内で開催された「UIA 2011 TOKYO 111 Days Before展」に日建連としての支援活動の内容をパネル展示したところです。

(4) 会員への情報提供等

震災直後に緊急理事会を開催し、救援と復旧に全力をあげることを申し合わせ、全会員に基本方針として周知徹底しました。

また、国土交通省をはじめ関係各省庁や地方公共団体から、緊急通行車両の取り扱いや実施中の工事等の中止の取り扱い、応急復旧工事等の優先的かつ円滑な実施など、震災への対応に関する各種の通知が寄せられましたので、これらについて速やかに会員に連絡し周知を図ったところです。

(5) 義捐金の拠出

被災者に対する直接的支援として、義捐金の拠出を会員に呼びかけ、日建連とりまとめ分として6億5,000万円、別途拠出分と併せ8億8,700万円余を日本赤十字社に拠出しました。

(6) 節電自主行動計画の策定と実施

4月下旬からは、夏場の電力需給の逼迫に対応するため、会員に対し東京電力および東北電力管内の使用電力を平成22年比で15%以上削減することを目標として節電自主行動計画の策定を呼びかけたところ、大半の会員において節電自主行動計画が策定され、節電の取り組みが行われました。

その結果、現場と常設事業所を併せて平成22年比21.2%の節電を達成しました。このプロセスでは、オフィス、工事現場および従業員の家庭向けに区分した節電方法に関するリーフレットを作成・配布し、節電に関する普及・啓発にも努めたところです。

2. 東日本大震災を踏まえた 日建連の災害対応

(1) 災害対策委員会の設置

東日本大震災を契機に、災害対策の重要性・緊急性が再認識され、国民の防災・減災に対する意識もこれまでになく高まっていると考えています。

また、災害時の救援・復旧活動や、災害の発生を予防し被害を減じる上での社会資本の役割、あるいは建築物の耐震強化の効果などについても、国民の見方が大きく変わっていくものと考えています。

日建連では、こうした動向も意識した上で、本部・支部の総力をあげて今後の災害対策に取り組むとともに、社会資本の役割や建築物の耐震化の促進などについても積極的に情報発信していくこととしています。

災害対策に関する課題は多岐にわたりますので、日建連に設置しているほとんどの委員会において関連するテーマを設定して取り組んでいますが、災害対策に関する中心的な取り組みは新たに設置した災害対策委員会が担っています。

災害対策委員会は、災害対策の重要性を勘案して、東日本大震災が発生する前から新たに設置することにしていたものですが、はからずもその役割の重大性が高まったところ です。

災害対策委員会の目的は、東日本大震災のような大規模災害の発生に備え、建設業団体としての災害発生時の対応策等をあらかじめ検討し、さまざまな面での備えをしておくとともに、会員はもとより広く社会全体の防災意識の普及・啓発を図ることにより、日建連に対する社会的要請に的確に答えていくことに置いています。

委員会は、委員長と副委員長 2 名のほか委員三十数名で構成し、下部機関として「BCP部会」と「災害対策部会」を設置した上で、当面、日建連としての防災体制の構築、BCPの普及、災害協定に基づく支援要請への対応策、防災意識の普及・

啓発などの課題に取り組んでいます。

検討に当たっては、東日本大震災への対応を通じて浮かび上がった課題を整理して改善策を検討することを基本にしています。

また、東日本大震災のような、広域・甚大な災害に対応していくためには、いざというときに、実際の被災地において活動する対応力を備えておくことが欠かせませんが、日建連には、全国に 9 支部があり、また多くの会員は全国に拠点を置いていますので、この強みを最大限に活かしていくことにしています。

(2) 災害対応基準の策定

大災害への対応に際しては、とにかく初動が重要ですから、災害が発生してから対応を協議しては間に合いません。このため、まず日建連としての初動体制を明確化するため、平成23年11月に「災害対応基準」を策定しました。その概要は次のとおりです。

① 目的

被災地域の救援と安全の確保、応急復旧等の災害対応活動を、会員各社の協力の下に迅速かつ組織的に行うことを目的としています。

② 適用範囲

大地震など、広域にわたり大規模な被害を生じた自然災害発生時に適用することにしています。

自然災害に限定していますが、対応の手順や考え方等については、大規模な事故時等にも応用できるものと考えています。

③ 活動内容

関係行政機関等からの要請に基づく活動と、日建連の自主的判断に基づく活動に大別しています。

関係行政機関等からの要請に基づく活動は、被災建築物の応急危険度判定士派遣業務と、日建連各支部が地方整備局等と締結している災害協定に基づく応急復旧工事や資機材の調達・運搬等の業

務を想定しており、これらが日建連としての災害対応活動の2本柱になるものと考えています。

日建連の自主的判断に基づく活動としては、意見表明・要望活動、義捐金拠出の呼びかけ、支援物資の提供等を想定しています。これらは状況に応じて行うこととしています。

④ 災害発生時の対応

大災害発生時には、まず日建連の本部と被災地域の支部に「対策本部」を設置することとしています。その設置基準は、東京23区で震度6弱以上、その他の地域で震度6強以上の地震が発生した場合は自動的に設置し、その他の自然災害の場合は被災状況に応じ判断することとしています。

また、被害が特定地域に限られるような場合には、支部だけに対策本部を設置することも想定しています。

本部の対策本部の組織は、本部長は会長、副本部長は土木本部長および建築本部長等とし、その下に事務局を設置することとしています。

事務局の体制は、会員等連絡調整担当、関係行政機関担当、広報担当、現地支援担当および全体のとりまとめを行う総括担当の5グループとし、各グループの主要担当者は夜間、休日であっても緊急参集することとしています。

具体的な災害対応活動として、まず被災建築物

の応急危険度判定士派遣業務については、本部が国土交通本省からの要請を受け、本部から会員に協力を要請して対応することとしています（図1）。

一方、地方整備局等と締結している災害協定に基づく応急復旧工事や資機材の調達・運搬業務については、支部が地方整備局等からの要請を受け、支部から支部会員に協力を要請して対応することを原則とし、必要に応じて本部がサポートすることとしています（図2）。

これらのほか、災害対応状況について定期的に情報集約を行い会員や関係機関等に情報発信するとともに、必要に応じ支部対策本部への応援要員の派遣等を行うこととしています。

⑤ 平常時の対応

関係行政機関等との連絡調整、緊急連絡網の整備、訓練の実施、災害時の具体的な対応手順等を定めたマニュアル類の整備等を進めることとしています。

(3) 今後の取り組み

① BCPの普及

会員各社が自社のBCPを策定し、災害時にも活動を継続できるようにしておくことが日建連としての活動継続につながり、ひいては社会の要請に

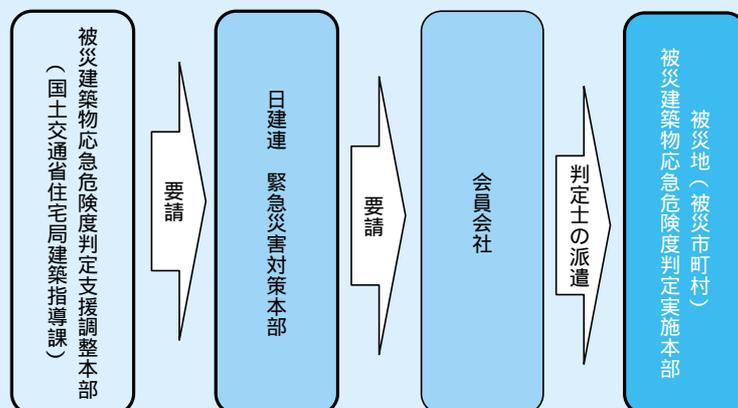


図 1 被災建築物応急危険度判定士派遣の流れ

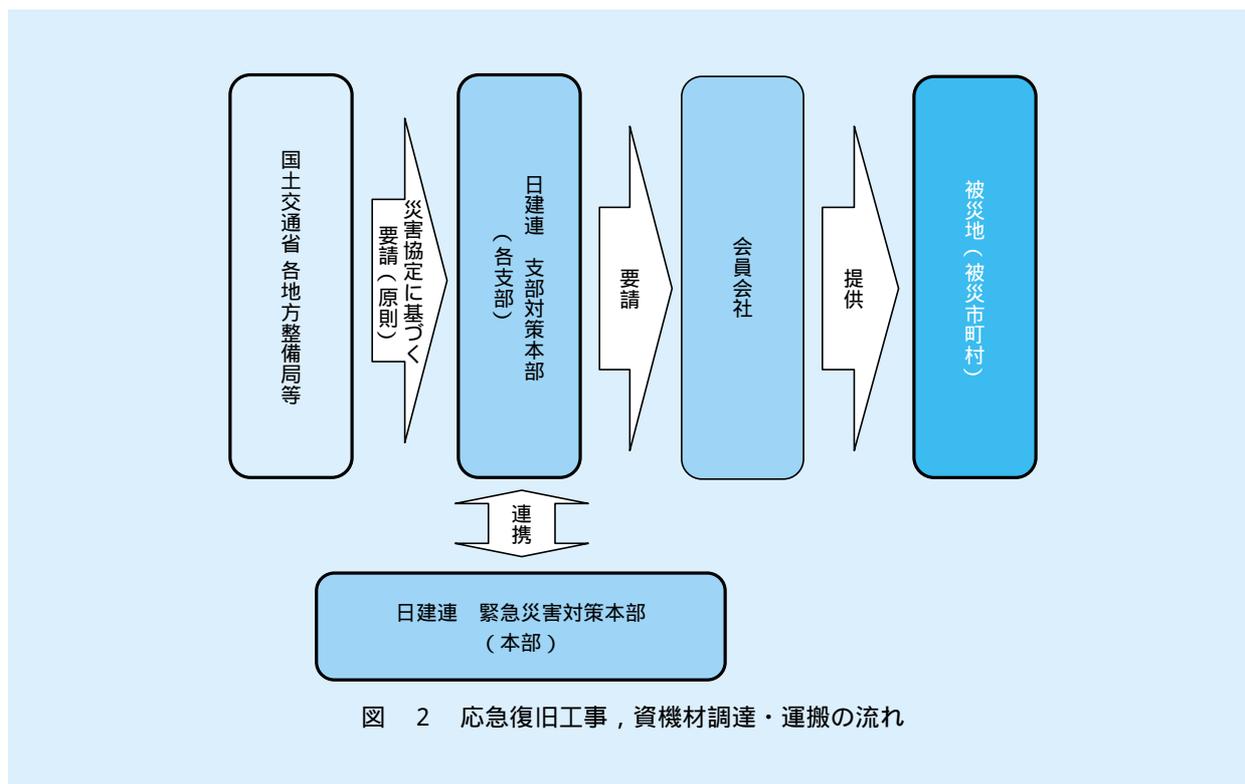


図 2 応急復旧工事，資機材調達・運搬の流れ

も応えられることとなりますので，旧日建連時代から大震災と新型インフルエンザを対象としたBCPガイドラインを作成し，会員にBCPの策定を呼びかけてきています。

この結果，相当数の会員においてBCPが策定されていますが，まだ策定されていない会員も見られます。また，すでに策定済みのBCPについても東日本大震災を踏まえて見直すべき点があります。

このため，東日本大震災を通じて浮かび上がった課題に基づき，まずガイドライン自体を見直した上で，会員向けのセミナー等を開催し，まだ策定されていない会員には早期策定を，すでに策定済みの会員には必要な見直しを進めるよう働きかけていくことにしています。

② マニュアル類の整備

日建連の災害対応の基本的枠組みは「災害対応基準」のとおりですが，これを着実に実践していくためには，実務的なマニュアル類が欠かせません。

このため，課題ごとに作成していくこととし，まず本年2月に「日建連本部事務局 災害時初動対応マニュアル」と「被災建築物応急危険度判定

士派遣マニュアル」の二つのマニュアルを作成しました。

「日建連本部事務局 災害時初動対応マニュアル」では，対策本部事務局の設置場所，準備しておくべき機器と文書，役職員の安否確認方法，業務ごとの担当者，緊急参集者と参集要領等を定めています。

「被災建築物応急危険度判定士派遣マニュアル」では，対象とする建築物，派遣業務の手順，費用負担の原則，判定業務の実施方法等について定めています。

今後とも，復旧や救援のために必要とされる資機材の調達・運搬の方法等，所要のマニュアル類を順次整備していくことにしています。

③ 東日本大震災を踏まえた課題への対応

東日本大震災を通じて災害対応上の多くの課題が浮かび上がりましたので，これらの課題をリストアップし，それぞれ今後の検討の方向性を整理した上で，順次，対応体制を強化するための取り組みを進めていくことにしています。

当面の取り組みとしては，MCA無線やIP電話

等を導入し連絡手段の多重化を進めるとともに、資機材の調達・運搬業務に関連して想定される物品のリストアップと一般的な調達方法等の整理、手配の重複や混乱等が生じないようにするための物品や調達エリアによる分担方法等の検討を進めています。

また、東日本大震災で大問題となった燃料油の確保・運搬の問題や、輸送手段・輸送ルート等に関する情報集約と情報発信の方法等についても、今後検討に着手することにしています。

これらの検討に当たっては、必要に応じ関係機関との連携も模索する予定にしています。

④ 災害協定の拡充

東日本大震災への対応に際しては、支部が地方整備局等と締結している災害協定が大変有効に機能しましたが、いくつかの課題も浮かび上がりましたので、これらを順次改善し、より適切な協定になるよう拡充していくことにしています。

これまでの災害協定は、(本業のことですから当然ですが) 応急復旧工事の実施を念頭においたものとなっており、東日本大震災への対応において主要な業務となった応急復旧工事に関連しない資機材の調達・運搬業務等に関しては手薄だった面があります。

大災害になるほどこうした要請は高まると考えられますので、こうした業務の協定上の位置付け等について、相手機関とご相談していくこととしています。

また、現状では地方公共団体等との災害協定の締結は限定的な状況にとどまっていますが、東日本大震災においても、災害協定を締結していない機関から会員各社に個別に数多くの要請が寄せられ、可能な範囲で対応したという実績がありますので、地方公共団体等とも災害協定を締結しておければと考えています。

このため、当面は意見交換会等の場を利用して、地方公共団体等の皆様に災害協定の締結についてご検討いただくよう呼びかけていくことにしています。

⑤ 防災意識の普及・啓発

政府の復興構想会議の提言でも提唱されているように、今後は「減災」という考え方が重要になると思われませんが、その定着のためには、防災意識の普及・啓発を図ることが基本になるものと考えています。

このため、日建連としてもさまざまな機会をとらえて防災意識の普及・啓発活動を進めていくこととしており、これまでに、防災週間の一環として昨年8月下旬に東京有明で開催された防災フェアに出展するとともに、東日本大震災の教訓をまとめた「防災・減災・応急対策への教訓～証言でたどる東日本大震災～」と、東北支部の活動記録をまとめた「東日本大震災」の二つのリーフレット、さらには災害への備えと災害時の対応を一般の方にも分かりやすくまとめた「震災時初動対応ハンドブック」を作成し、関係先に広く配布したところです。

今後も引き続き、防災・減災に関する講演会を開催するなど、防災意識の普及・啓発を図るためのさまざまな活動を展開していくことにしています。

以上、災害対策委員会が担当している直接的な災害対応の問題を中心に取り組みを紹介しましたが、上述したように日建連ではこのほかにも東日本大震災を踏まえた活動を幅広く展開しています。

いくつか例をあげますと、東日本大震災に際し、防災・減災面や救援・復旧面で社会資本が果たした役割等に関する情報の集約・発信、被災地の早期復旧・復興と全国的な防災対策を強力に進めるための方策の検討・提案、地震・津波対策に関する技術的課題の検討・提案などの活動を積極的に進めています。

冒頭でも述べましたように、建設業は、国民生活の安全・安心と直結している産業ですので、日建連としては、総力をあげて今後の防災・減災対策に取り組んでいく所存です。皆様のご支援・ご協力を心からお願いいたします。